

審議事項④目標年度について

1. 基本的な考え方

「特定機器に係る性能向上に関する製造事業者等の判断基準の策定・改定に関する基本的考え方について」（第 10 回総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会平成 19 年 6 月 18 日改定）の原則（以下「原則」という。）に基づき、目標年度を設定することを検討している。

「特定機器に係る性能向上に関する製造事業者等の判断基準の策定・改定に関する基本的考え方について」～抜粋～

目標年度の考え方について

原則 8. 目標年度は、特定機器の製品開発期間、将来技術進展の見通し等を勘案した上で、3～10 年を目処に機器ごとに定める。

目標達成に必要な期間は、現行のエネルギー消費効率と目標基準値との関係、従来からのエネルギー消費効率の改善の程度により異なると考えられるが、目標年度の設定に当たっては目標達成に必要な当該特定機器の製品開発期間、設備投資期間、将来の技術進展の見通し等を勘案した上で、適切なリードタイムを設けることが適当であると考えられることから、3～10 年を目安として設定することが適当である。

なお、特定機器ごとに現行のエネルギー消費効率と目標基準値との関係、従来からのエネルギー消費効率の改善の程度、製品開発期間、設備投資期間、将来の技術進展の見通し等が異なることから、目標年度は特定機器ごとに異なったものとするが適当である。

2. 具体的な目標年度設定方法

ショーケースは、他の特定エネルギー消費機器とは異なり、基準年度（2007 年度）以降、定期的なモデルチェンジがほとんど行なわれていないこと、モデルチェンジを行なった場合であっても開発期間が長期であること等を鑑み、現時点から設定する方向で検討ことが望ましいと考えられる。

そのため、ショーケースの目標年度は、現時点（2015 年度）から 5 年後を経た時期として 2020 年とする方向で検討することが適当ではないか。